

体験入学受け入れに関するガイドライン

横須賀市立鶴久保小学校

1 基本的考え方

主として海外からの一時帰国に伴う体験入学については、受け入れの法的義務はないが、外国籍児童の就学と同様に国際的に相互に受け入れることが慣例となっており、本校児童にとっても国際理解に役立つ面が多いことから、教育活動に支障のない範囲で受け入れる方向で取り組む。

2 受け入れの原則

- ・対象児童の体験入学中の住所が本校学区内であること。
- ・日本語でのコミュニケーションに支障がないこと。
- ・あらかじめ提示した事項を遵守することを承諾すること。
- ・各学年の学級数の範囲内であること。
- ・米海軍基地内の学校に在籍している児童の体験入学については、帰国児童の受け入れを優先した上で検討する。

3 体験入学期間

- ・原則として6月～7月までとする。

4 希望受付期間

- ・原則として当該年度初～5月末日までとする。

5 依頼者との調整

- ・体験入学の依頼があった場合は管理職が把握し、受付後に希望者一覧を職員に提示して、協議の上決定し、依頼者に通知する。

6 その他

- ・本来の学校教育活動に支障がないようにするため、受け入れ期間の学校の状況によって上記の条件等を変更することがある。

体験入学に関する承諾書

令和 年 月 日

横須賀市立鶴久保小学校長様

住所 横須賀市

保護者氏名

体験入学者

(年 組)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、体験入学をすることに
関して、下記の事項を遵守することを承諾します。

記

1. 安全に関する事項

学校管理下における、事故・災害に対する処置については、学校の処置に従うこと。なお、スポーツ振興センター共済掛け金(368円)を納入すること。
体験入学者の登下校に関しては、保護者が責任をもって行うこと。

2. 学校のきまりに関すること

体験入学者は、体験入学の趣旨にのっとり、学校のきまりを守ること。

3. 諸経費の負担に関すること

体験期間中の給食費など一切の必要経費について負担すること。

4. 教科書に関すること

学校の対応に従うこと。(無償給与はできません)

5. 特記事項

体験入学受け入れに関するガイドライン[1].docx